

特定農業用ため池の指定解除

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定された次の特定農業用ため池について、その指定を解除したので、同条第5項で準用する同条第3項の規定により公示する。

令和5年3月27日

岐阜県知事 古田 肇

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地			指定の年月日	指定解除の年月日
市岡第1	岐阜県	中津川市	瀬戸中屋平1852	R2.6.30	R5.3.27
市岡	岐阜県	中津川市	瀬戸中平473-14	R2.6.12	R5.3.27
諏訪上池	岐阜県	中津川市	手賀野斧戸720-9	R2.6.12	R5.3.27
曾我光男	岐阜県	中津川市	福岡高ノ巣1942-1	R2.6.12	R5.3.27
新堤	岐阜県	中津川市	福岡高ノ巣2094-2	R2.6.12	R5.3.27
大楨下堤池	岐阜県	中津川市	田瀬大楨857-1	R2.6.12	R5.3.27
稲荷裏	岐阜県	瑞浪市	稲津町小里639	R2.6.12	R5.3.27
横平第2池	岐阜県	恵那市	大井町1622-104	R2.6.12	R5.3.27
源吾輪	岐阜県	恵那市	東野208-2	R2.6.12	R5.3.27
中屋第2	岐阜県	恵那市	飯地町2004-8	R2.6.12	R5.3.27
寺谷2号池	岐阜県	関ヶ原町	1573	R2.3.2	R5.3.27